

○総務省令第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第四項、第七条の三第二項、第九条第二項、第十二条第四項、第十九条の八第三項、第十九条の十八第一項、第十九条の十九第三項及び第十九条の二十六並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第七条の三の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

総務大臣 増田 寛也

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六号」を「第六号イ」に改める。

第五条第三項中「告示」を「公表」に改める。

第十四条の次に次の十条を加える。

（国会議員関係政治団体に係る通知）

第十四条の二 法第十九条の八第一項及び第二項に規定する文書は、それぞれ別記第十二号様式の二及び別記第十二号様式の三によるものとする。

(登録事項)

第十四条の三 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 本籍

二 法第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する旨

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合 当該弁護士法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。）の所在地

ロ イに掲げる場合以外の場合 勤務する事務所の名称及びその所在地

四 前各号に掲げる事項のほか政治資金適正化委員会が必要があると認められたもの

(登録政治資金監査人名簿)

第十四条の四 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会の定める様式による。

2 政治資金適正化委員会は、法第十九条の十九第三項の規定により登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）の操作によるものとする。

（登録の申請）

第十四条の五 法第十九条の二十第一項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類等（官公署が証明する書類等の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一 申請者の写真（撮影後三月以内のものに限る。）

二 戸籍抄本

三 住民票の写し

四 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

五 前各号に掲げる書類等のほか政治資金適正化委員会が必要があると認められたもの

2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式による。

(登録政治資金監査人証票)

第十四条の六 登録政治資金監査人証票は、別記第十二号様式の四によるものとする。

(登録政治資金監査人証票の再交付等の手続)

第十四条の七 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、当該亡失

又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべ

き事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政

治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当

該書面に添付して返還しなければならない。

2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監査人は、再

交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資

金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

(変更登録の申請)

第十四条の八 法第十九条の二十一の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び理由並びに変更の生じた年月日を記載した変更登録申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更登録申請書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(登録の抹消に関する申請)

第十四条の九 法第十九条の二十三第一項の規定により登録政治資金監査人が登録の抹消を申請するときは、その申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

(登録の抹消に関する届出)

第十四条の十 法第十九条の二十三第二項の規定により登録政治資金監査人が同条第一項第一号又は第二号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければ

ばならない。

(参事官)

第十四条の十一 政治資金適正化委員会の事務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、事務局長の命を受けて、局務の重要事項に係るものを総括整理する。

別記第一号様式中

名	称
(ふりがな)	
<input type="checkbox"/> 政 党	
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2	
第1項の規定による政治団体	
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体	
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	

を

名 称	(ふりがな)	
	政治団体の区分	党
	<input type="checkbox"/> 政	<input type="checkbox"/> 党
	<input type="checkbox"/> 政	<input type="checkbox"/> 党
	<input type="checkbox"/> 政	<input type="checkbox"/> 党
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
	第1項の規定による政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金団体の支部
	国会議員関係	

政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7
第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7
第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

支部の有無

- 有
- 無

課税上の優遇措置
の適用関係の有無

- 有
- 無

支部の有無	<input type="checkbox"/> 有	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体		公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
		(ふりがな)	

改め、同様式備考3中「こと」を「こととし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること」並びに、同様式備考8を同様式備考9とし、同様式備考7の次に次のように加える。

8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。別記第四号様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。

別記第五号様式中

支部の有無 (政治団体の 支部である旨)		課税上の優遇措置の 適用関係の有無	
----------------------------	--	----------------------	--

を

支部の有無 (政治団体の 支部である旨)		課税上の優遇措置の 適用関係の有無	(届出年月日) ----- (事由発生年月日)
政治資金規正法第19条の7	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)		

第 1 項 第 1 号に係る
国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	ふりがな 〔公職の候補者の氏名〕	〔公職の候補者に 係る公職の種類〕
		(届出年月日) ----- (事由発生年月日) -----

改める。

別記第六号様式記載要領1⑤中「例により記載すること。」のトに「また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。」を挿入。

別記第七号様式記載要領5②中「としてその総額を記載すること。」のトに「また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。」を、同様式記載要領10②中「記載すること。」のトに「また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。」を挿入。

別記第十二号様式の次に次の三様式を加える。

第 12 号様式の 2 (第 14 条の 2 関係)

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

平成 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

⑩

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当するため同法第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 1 項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

第 12 号様式の 3 (第 14 条の 2 関係)

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

平成 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

過去の公職の種類

氏 名

㊟

住 所

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

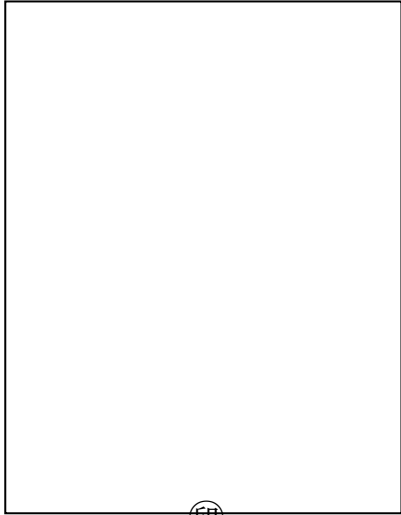
(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「過去の公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなる前の公職の種類について、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にあつた者にあつては「衆議院議員 (現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとしていた者にあつては「衆議院議員 (候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

第 12 号様式の 4 (第 14 条の 6 関係)

第 号

登 録 政 治 資 金 監 査 人 証 票



(氏 名)

年 月 日生

(登録番号)

(法人又は事務所の名称)

(所属事務所又は事務所の所在地)

印

上記の者は、 年 月 日登録政治資金監査人の登録を受けたことを証明する。

年 月 日

政治資金適正化委員会

印

(備考)

この用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とすること。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定、第十四条の次に十条を加える改正規定中第十四条の二に係る部分、別記第一号様式の改正規定、別記第二号様式の九の改正規定、別記第四号様式の改正規定、別記第五号様式の改正規定並びに別記第十二号様式の次に三様式を加える改正規定中別記第十二号様式の二及び別記第十二号様式の三に係る部分は、平成二十年十月一日から施行する。